

報告第1号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年3月2日提出

天理市長 並 河 健

専決第1号

専 決 処 分 書

平成29年11月17日午前9時10分頃天理市川原城町605番地先の市道667号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成30年1月12日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 251,840円

専決第3号

専 決 処 分 書

平成29年11月21日午前9時25分頃天理市川原城町605番地先の市道667号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成30年2月2日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 83,642円